令和８年第１回姫路市議会

定　例　会　提　出　議　案

（議案第　４９号）

目　　次

ページ

議案第　４９号　姫路市職員給与条例の一部を改正する条例について……１

議　　案　　第　４９号
令和　８年　３月　２日

姫路市長　　清　元　秀　泰

姫路市職員給与条例の一部を改正する条例について

姫路市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

姫路市職員給与条例の一部を改正する条例

姫路市職員給与条例（昭和２９年姫路市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項第１号中「第５項」を「第６項」に改め、同項第２号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「６８，９００円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第３項中「第５項」を「第６項」に改め、同条第９項を同条第１０項とし、同条第８項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第９項とし、同条中第７項を第８項とし、第６項を第７項とし、同条第５項中「及び」を「、」に、「）の」を「）及び前項第１号に定める額の」に、「前３項」を「第２項から前項まで」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項の次に次の１項を加える。

５　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第９項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

⑴　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、５，０００円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

⑵　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前３項の規定による額

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　姫路市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年姫路市条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第５条の表第８条第８項の項中「第８条第８項」を「第８条第９項」に改め、同表第８条第９項の項中「第８条第９項」を「第８条第１０項」に改める。

第１５条第１項の表第８条第６項及び第７項の項中「第８条第６項及び第７項」を「第８条第６項から第８項まで」に改め、同表第８条第８項の項中「第８条第８項」を「第８条第９項」に改め、同表第８条第９項の項中「第８条第９項」を「第８条第１０項」に改める。

（規則への委任）

３　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。